

## 差止めを命ずる外国判決の承認と間接管轄

最高裁平成26年4月24日第一小法廷判決  
(平成23年(受)第1781号、アナスタシア・ビバリー・ヒルズ・インク対大幸ちさと外5名、執行判決請求事件)  
民集68巻4号329頁

〔参照条文〕民訴法3条の3第8号、3条の6、118条1号、民事執行法24条

横 溝 大

【事実】原告・控訴人・上诉人Xはカリフォルニア州法人であり、「アナスタシア・テクニカルサービス」という眉のトリートメント技術及び情報（以下「本件技術等」という）を保有していた。カリフォルニア州民法典は、独立の経済的価値を齎すものであって、公然と知られておらず、且つ、その秘密性を維持するために合理的な努力がなされている情報を「営業秘密」と定義し（同法典3426.1条(d)項）、この営業秘密の不正な取得、開示又は使用を「不正行為」と定義した上（同条(b)項）、①損害賠償に関する規定（同法典3426.3条）の他、②現実の又は行われる恐れのある不正行為は、これを差し止めることが出来るとの規定（同法典3426.2条(a)項）を置いている（以下、これらの規定を「本件規定」という）。本件技術等は、この本件規定等という営業秘密に該る。

Xは、平成15年12月、日本法人である訴外株式会社Aとの間で、日本国内における本件技術等の独占的使用権等をAに付与し、その対価を受領する旨の契約を締結した。そしてXは、同契約に基づき、平成16年4月、カリフォルニア州内のXの施設において、Aの従業員であった被告・被控訴人・被上诉人Y1及びY2に対し、本件技術等を開示した。Aは、平成16年10月以降、日本国内において眉のトリートメントサロンを順次開設した。

その後、Y1及びY2は、平成18年2月、Aとは別に、被告・被控訴人・被上诉人株式会社Y3を設立し、Y1は同年4月に、Y2は同年5月にそれぞれAを退職した。Y3は、日本国内において眉のトリートメントサロン

を開設した外、眉のトリートメント技術を指導する教室を開講し、Y1及びY2は、Y3の取締役として眉のトリートメント技術を使用した。また、被告・被控訴人・被上告人Y4、Y5、Y6は、何れもAの従業員であったが、平成18年12月頃までにはそれぞれ退職し、Y3に雇用されて、日本国内において眉のトリートメント技術を使用した。

Xは、平成19年5月、Yらによる本件技術等の不正な開示及び使用を理由に、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に対し、Yらを被告として、本件規定に基づく損害賠償及び差止めを求める訴えを提起した。そして、上記裁判所は、平成20年10月、Yらに対し、損害賠償の外、日本国内及び米国内における本件技術等の不正な開示及び使用の差止めを命ずる旨の判決（以下「本件米国判決」という）を下した。そこで、Xは、本件米国判決のうち懲罰的損害賠償を命じた部分を除く部分について、日本において執行判決を求めた。

本件一審判決（東京地裁平成22年4月15日判決民集68巻4号338頁）は、Yらによる本件技術等の不正利用による侵害という不法行為の客観的事実関係の証明が未だ足りず、また、米国裁判所に対する米国訴訟の提起がYらに過大な負担を課すものであったとし、これらの事情からすれば、本件米国判決は、外国判決の承認に関する民訴法118条1号にいう間接管轄の要件を充たさないとして請求を棄却した。また、本件二審判決（東京高裁平成23年5月11日判決民集68巻4号356頁）も、Xの損害が米国内で発生したことについての証明がないから、本件米国判決については間接管轄を認める余地がないとして請求を棄却した。そこで、Xが上告したのが本件である。

### 〔判旨〕 破棄差戻し。

「人事に関する訴え以外の訴えにおける間接管轄の有無については、基本的に我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断すべきものと解するのが相当である。」

「民訴法3条の3第8号の『不法行為に関する訴え』は、民訴法5条9号の『不法行為に関する訴え』と同じく、民法所定の不法行為に基づく訴え

に限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えをも含むものと解される(最高裁平成15年(許)第44号同16年4月8日第一小法廷決定・民集58巻4号825頁参照)。そして、このような差止請求に関する訴えについては、違法行為により権利利益を侵害されるおそれがあるにすぎない者も提起することができる以上は、民訴法3条の3第8号の『不法行為があった地』は、違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地をも含むものと解するのが相当である。」

「ところで、民訴法3条の3第8号の規定に依拠して我が国の国際裁判管轄を肯定するためには、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の場合、原則として、被告が日本国内でした行為により原告の権利利益について損害が生じたか、被告がした行為により原告の権利利益について日本国内で損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる(最高裁平成12年(オ)第929号、同年(受)第780号同13年6月8日第二小法廷判決・民集55巻4号727頁参照)。そして、判決国の間接管轄を肯定するためであっても、基本的に民訴法3条の3第8号の規定に準拠する以上は、証明すべき事項につきこれと別異に解するのは相当ではないというべきである。

そうすると、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えの場合は、現実の損害が生じたことは必ずしも請求権発生要件とされていないのであるから、このような訴えの場合において、民訴法3条の3第8号の『不法行為があった地』が判決国内にあるというためには、仮に被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内では行っておらず、また原告の権利利益が判決国内では現実に侵害されていないとしても、被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が判決国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明されれば足りるというべきである。」

「これを本件についてみると、本件規定は、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求についても定めたものと解される。そして、本件米国判決が日本国内だけでなく米国内においてもYらの不正行為の差止めを命じていることも併せ考えると、本件の場合、YらがXの権利利益を侵害する行為を米国内で行うおそれが

あるか、Xの権利利益が米国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明された場合には、本件米国判決のうち差止めを命じた部分については、民訴法3条の3第8号に準拠しつつ、条理に照らして間接管轄を認める余地もある。また、そうであれば、本件米国判決のうち損害賠償を命じた部分についても、民訴法3条の6に準拠しつつ、条理に照らして間接管轄を認める余地も出てくることになる。」

「以上と異なり、YがXの権利利益を侵害する行為を米国内で行うおそれの有無等について何ら判断しないまま間接管轄を否定した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は上記の趣旨をいうものにして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、上記の点についてはまだ客観的事実関係の立証活動がされていないのであるから、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。」

【評釈】 一 本判決は、所謂サドワニ事件に関する最高裁平成10年4月28日判決（民集52巻3号853頁）以降徐々に下された外国判決承認に関する最高裁判決であり、外国判決承認に関する民訴法118条1号の所謂間接管轄の要件について判断した数少ない最高裁判決の一つとして一定の意義を有する。本判決の具体的意義は、以下の点に求められる。

第一に、間接管轄についても基本的に直接管轄に関する国際裁判管轄規則に準拠することを改めて確認した点が挙げられる。第二に、民訴法3条の3第8号にいう「不法行為に関する訴え」に差止請求に関する訴えも含まれることを明確にした点が指摘出来る。第三に、不法行為地に基づく国際裁判管轄につき、間接管轄においても直接管轄と同様、客観的事実関係の証明を原告に求めた点が挙げられる。

以下では、先ず、間接管轄と直接管轄との関係について(二)、次に民訴法3条の3第8号にいう「不法行為に関する訴え」と差止請求に関する訴えについて(三)、さらに間接管轄における不法行為の証明について(四)、それぞれ論じる（尚、併合管轄に関する民訴法3条の6については、特に問題がないように思われるため、本稿では触れない。この点については、高杉直〔本件判批〕NBL1032号(2014年)18頁、24頁参照）。

二 (1) さて、民訴法118条1号所定の「法令又は条約により外国裁判所

の裁判権が認められること」とは、我が国抵触法から見て判決国が当該事件につき国際裁判管轄を有していたことを意味するものであるが、この間接管轄の具体的判断枠組については、日本において訴えが提起された際の国際裁判管轄、すなわち直接管轄の場合との関係が問題となる。従来、両者の判断枠組を同一とする見解（所謂鏡像原則。江川英文「外国判決承認の要件としての裁判管轄権（二・完）」国際法外交雑誌41巻4号（1942年）316頁、325頁、池原季雄「国際的裁判管轄権」鈴木忠一＝三ヶ月章編『新実務民事訴訟講座7』（日本評論社・1982年）3頁、4頁、鈴木忠一＝三ヶ月章編『注解民事執行法(1)』（第一法規・1984年）397頁〔青山善充執筆〕、鈴木正裕＝青山善充編『注釈民事訴訟法(4)』（有斐閣・1997年）371頁〔高田裕成執筆〕等）と、外国判決の承認可能性を拡げるために、直接管轄の場合と間接管轄の場合における利益状況の相違を根拠として間接管轄の判断基準を直接管轄の基準よりも緩和しようとする見解（猪俣孝史「外国財産関係事件判決の承認および執行制度に関する序説的考察」比較法雑誌22巻2号（1988年）42頁、石黒一憲『現代国際私法〔上〕』（東大出版会・1986年）542頁等）とが対立していた。従来の下級審裁判例においては、鏡像原則を採用するものが多数であった（東京地判昭和47年5月2日下民集23巻5-8号224頁、東京地判昭和48年11月30日家月26巻10号83頁、東京地判昭和55年9月19日判タ435号155頁、大阪地判平成3年3月25日判時1408号100頁、東京地判平成6年1月14日判時1509号96頁等）。このような状況の中、前掲最判平成10年4月28日は、「民訴法の定める土地管轄に関する規準に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、当該外国判決を我が国が承認するのが適切か否かという観点から、条理に照らして判決国に国際裁判管轄が存在するべきか否かを判断すべきものである」と判示し、「外国判決を我が国が承認するのが適切か否かという観点」に言及すると共に、その具体的判断において直接管轄では問題となる「特段の事情」（最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁）に言及しなかった。同判決については、これを鏡像原則に従ったものとする見解と（安達栄司〔判批〕NBL678号（1999年）62頁、65頁）、直接管轄とは異なる基準によることを示したものとする見解があり（河邊義典〔判解〕最判解民事篇平成10年度（上）450頁、473頁、山本和彦〔判批〕ジュリ1157号（1999年）297頁、299頁、酒井一〔判批〕リマークス1999年〈下〉158頁、159頁、同〔判批〕法

教218号(1998年)136頁、137頁、渡辺惺之〔判批〕判評484号(1999年)39頁、43頁〔判時1670号201頁、205頁等〕、位置付けが対立している。

(2) 前掲平成10年最高裁判決以後の下級審裁判例は、一般論としては同判決を踏襲するものが殆どであるが(但し、東京地判平成19年2月16日判例集未登載(平18(ワ)24590号))、鏡像原則を採用していると位置付けられるもの(東京地判平成15年9月9日判例集未登載(平14(ワ)22614号)〔不法行為地+特段の事情〕、東京地判平成18年1月19日判タ1229号334頁〔専属管轄+それを覆す事情〕、東京家判平成19年9月11日家月60巻1号108頁〔離婚事件につき所謂昭和39年ルールにより判断〕、その他、外国離婚審判の承認に関する横浜地判平成11年3月30日判時1696号120頁も略同旨〔昭和39年ルールに依拠〕)、直接管轄において判断される筈の特段の事情に言及せず、裁判籍の有無のみで判断するもの(水戸地龍ヶ崎支判平成11年10月29日判タ1034号270頁、東京地判平成21年2月12日判時2068号95頁)、さらに、当該外国に管轄原因がないとした上で重ねて具体的事情に言及するもの(東京地判平成17年6月29日判例集未登載(平16(ワ)6864号)〔原告の日本訴訟についての負担の度合いに言及〕、東京地判平成17年8月31日判例集未登載(平16(ワ)6859号)〔管轄原因がないとしつつ、仮にあったとしても諸事情から条理に照らし管轄は認められないとする〕)に分かれている。但し、裁判籍の有無のみで判断するものの中にも、管轄原因の判断において諸事情を考慮している事例もあり(前掲東京地判平成21年2月12日)、鏡像原則を採用したものとそれ以外の事例とで、具体的判断に実質的な違いがあるようには特に見受けられない(但し、前掲東京地判平成21年2月12日は、被告が「自らその一審係属中に既払代金の一部の返還を求める反訴を提起し、4年7か月以上にわたって本訴及び反訴について訴訟活動を続けた」という直接管轄では考慮されない要素に着目しており注目される)。

このような状況の下で下されたのが本判決である。

(3) この点につき、本判決は、基本的に我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断すべきであるとした。平成23年民訴法等改正後に導入された直接管轄に関する明文規定に対応するため前掲平成10年最高裁判

決を参照してはいないものの、基本的にはこれに依拠したものと位置付けられる。

だが、本判決は、その具体的判断において民訴法3条の3第8号の解釈についてのみ判示しており、外国判決を承認するのが適当か否かという観点に触れなかったため、前掲平成10年最高裁判決を巡り従来問題とされて来た直接管轄と間接管轄との関係を明確にすることには必ずしも貢献出来ていない。平成23年民訴法等改正において従来の特段の事情が「特別の事情」として3条の9に明文化されたことを踏まえると、「我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠し」という本判決の文言からは、間接管轄の判断においてこの規定も準拠されると考える方が自然であるという点、また、後述のように間接管轄における不法行為の証明に関し所謂客観的事実説を採用する際に、本判決が直接管轄に関する規定に準拠することを強調している点を考慮すれば、本判決は、この問題につき従来に比しやや鏡像理論寄りの立場を示したと一応は言い得るように思われる(但し、「基本的に」や「準拠」という本判決の表現から、直接管轄と間接管轄とで異なる基準を用いる立場に立ったものと本判決を位置付けるのは、高杉・前掲21頁。また、前掲平成10年最高裁判決につき両者の基準が異なるとする立場に立ったものと位置付けた上で、これを踏襲した本判決をも同様の立場に立ったと位置付けるのは、[本件解説] Westlaw Japan 新判例解説2014WLJCC 106・4頁)。とは言え、両者の関係の明確化は、本判決以後に残された課題と言えよう(尚、間接管轄においても直接管轄と同様の判断枠組によって判断しつつ、直接管轄と間接管轄との問題状況の違いを、間接管轄について特別の事情における考慮要素を限定することによって対処しようとする私見につき、拙稿[本件一審判批]リマークス44号(2012年)138頁、141頁。その他、本件は改正法施行日である平成24年4月1日には既に訴訟が係属していたが、経過措置に関する附則2条1項は、新たな国際裁判管轄規則が「施行の際現に係属している訴訟の日本の裁判所の管轄権及び管轄に関しては、適用しない」と規定する。本件で問題となったのが直接管轄ではなく間接管轄であることから、本判決は同規則に依拠したのだと思われるが、間接管轄の際参照されるべき直接管轄の準則は、外国において訴えの提起がなされた時点における準則であるように思われ、若干違和感が残る。同旨、道垣内正人[本件解説]ジュリ1479号(2015

年) 300頁、301頁)。

三 (1) 次に、民訴法3条の3第8号にいう「不法行為に関する訴え」と差止請求に関する訴えとの関係についてである。平成23年民訴法等改正前には、特許権被疑侵害製品のウェブサイトへの掲載が問題となった知財高判平成22年9月15日裁判所HPが、特許権侵害に基づく差止請求につき、紛争の実態が実質的に異なるものではないことから、「不法行為に関する訴え」に含まれると判示している(その他、明示的には判示していないものの、差止請求についても不法行為に関する訴えに含めていると言い得るものとして、東京地判平成12年1月28日判例集未登載(平7(ワ)23527号)、東京地判平成13年5月14日判時1754号148頁・判タ1080号208頁)。学説上は、これを肯定する見解が一般的であった(野村秀敏「不正競争行為差止請求訴訟の土地管轄と国際裁判管轄」判タ1062号(2001年)110頁、多田望「不法行為地管轄」国際私法年報10号(2008年)54頁等)。但し、我が国特許権に基づく差止請求については、特許法100条が我が国の経済政策を体现した強行的適用法規であることから、これを不法行為に関する訴えに含めることに異議を唱える主張もあった(拙稿「判批」ジュリ1417号(2011年)172頁、174頁。但し、不正競争の場合において差止請求権が損害賠償請求権に比べ、社会経済政策性の度合いが一般的に高いというものではない。拙稿「抵触法における不正競争行為の取扱い—サンゴ砂事件判決を契機として」知的財産法政策学研究12号(2006年)232頁注188参照)。

民訴法3条の3第8号については、立法担当者の解説に依れば、知的財産権侵害に基づく差止請求も「不法行為に関する訴え」に含まれるとされている(佐藤達文=小林康彦『一問一答 平成23年民事訴訟法等改正』(商事法務・2012年)69頁)。

(2) この点につき本判決は、国内事件である前掲最判平成16年4月8日に依拠しつつ、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害される恐れがある者が提起する差止請求に関する訴えも「不法行為に関する訴え」に含まれると明言した。従来 of 裁判例・学説・立法趣旨に即した判断と位置付けられる。

(3) 本判決の射程には必ずしも含まれないが、本判決の文言に従えば、他の知的財産権侵害に基づく差止めに関する訴えも「不法行為に関する訴え」に含まれ得る。国際裁判管轄に関する明文規定が置かれた以上、この

ような処理も已むを得ないかも知れない。だが、そうであっても、特許権侵害に基づく差止めの場合には異なる考慮が必要だろう。というのも、差止めは特許権者の独占性の回復のための手段として、特許権の性質と結び付きの深いものであり、その意味で、特許法100条は、我が国の経済政策を体現した強行的適用法規と考えられるからである(拙稿「知的財産法における属地主義の原則—抵触法上の位置づけを中心に」知的財産法政策学研究2号(2004年)17頁、30頁)。すなわち、特許権侵害に基づく差止請求は、その政策性の高さゆえに、対象行為が我が国市場に対し実質的影響を及ぼすものである場合には常に認められるべきであり、民訴法3条の9にいう「特別の事情」による裁判の適正・迅速や当事者間の公平という観点からの調整を許容する余地が少いと考えられる(拙稿・前掲ジュリ174頁)。そこで、特許権侵害に基づく差止請求については、3条の9にいう「特別の事情」における「事案の性質」という要素の解釈により異なる対応がなされるべきであろう。

**四** (1) 第3に、不法行為に基づく国際裁判管轄においては、請求原因事実と管轄原因事実とが符合することから、その証明されるべき事項及び程度が問題となり、従来、直接管轄の局面において議論が積み重ねられて来た。そこでは、この問題については不法行為の存在が一応立証される必要があるとする見解(一応の証明説)と、原告の主張にそれ自体理由がないとか、何らの根拠もないことが明らかな場合を除き、原告の主張する事実が存在すると仮定して管轄原因を判断すべきであるという見解(管轄原因仮定説)、さらに、不法行為と評価されることに繋がる客観的な事象経過乃至これに因る損害の発生という事実が証明されるべきであるという見解(客観的事実説)が対立していたが(拙稿[判批]法協119巻10号(2002年)203頁、207頁以下参照)、前掲最判平成13年6月8日において最高裁は、「原則として、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる」と判示し、一般論として客観的事実説を採用した。同判決については学説上批判もないわけではないが(拙稿・前掲法協211頁)、同判決後の下級審裁判例では、客観的事実説に依拠するものが少くない(東京地中間判平成18年4月4日判時1940号130頁、東京地判平成18年10月31日判タ1241号338頁、東京地判平成19年11月28日裁判所HP、知財高判平成22年9月15日裁判所

HP等。尚、後二者の裁判例の問題点につき、拙稿・前掲ジュリ172頁)。

(2) これに対し、外国判決承認に関する民訴法118条の1号要件との関係で、不法行為の証明について論じた裁判例は少い(外国裁判所における判断や判決の内容から不法行為地を裁判所が特定した前掲水戸地龍ヶ崎支判平成11年10月29日や、不法行為の存在を仮定した上で当該事案における事実関係から不法行為地を特定した前掲東京地判平成17年6月29日は、証明の問題について何処まで意識していたのか必ずしも明らかではない)。その中で、この問題を正面から論じた前掲東京地判平成15年9月9日は、「既に判決裁判所が自国の管轄を肯定して、判決をしていることに鑑みれば、特段不合理な事情の窺われない限り、原則として当該訴訟において原告が請求原因として主張するところによって行為地を認定し、その地に管轄があると考えれば足りると解するのが相当」であり、「実際に被告に不法行為があったかどうかについてまで当裁判所が判断することは、民事執行法24条2項の法意に照らし許されない」と判示し、管轄原因仮定説を採用している(同様に、原告が外国訴訟において主張した請求原因から不法行為地を認定した事例として、東京地判平成6年1月14日判タ864号267頁・判時1509号96頁、及び、東京地判平成10年2月13日判タ987号282頁)。他方、米国ハワイ州が下した欠席判決の我が国での承認執行が問題となった前掲東京地判平成17年8月31日は、前掲最判平成13年6月8日に依拠し、間接管轄においても客観的事実説を採用している。

(3) 学説上は、既に判決裁判所が自国の管轄を肯定していることでもあるから、原則として原告の主張するところによって管轄原因事実を認定すれば足りるという見解もあるが(鈴木=三ヶ月編・前掲398頁[青山善充執筆])、承認を求める当事者が、管轄を基礎づける事実について証明する責任を負うとする見解もある(鈴木=青山編・前掲373頁[高田裕成執筆])。安達栄司〔本件一審判批〕ジュリ1440号(2012年)317頁も、敗訴被告の利益保護の観点から同様に主張する。また、同『国際民事訴訟法の展開—国際裁判管轄と外国判決承認の法理』(成文堂・2000年)166頁も参照。但し、渡辺惺之〔本件二審判批〕JCAジャーナル59巻8号(2012年)17頁は、「外国訴訟で一度は勝訴した原告に間接管轄の立証負担を課すよりむしろ判決裁判所の管轄を不当と主張する被告に負担を課す方が適切という視点」を示唆する)。また、外国裁判所が行った事実認定との関係では、これに

拘束されないという見解がある(鈴木=青山編・前掲373頁[高田裕成執筆]。尚、ドイツ法においても、外国判決承認の際、裁判所は、判決国裁判所が管轄判断に際して行った事実判断・法的判断に拘束されないとされていることにつき、中野俊一郎「外国判決承認要件としての国際裁判管轄」CDAMS ディスカッションペーパー07/2J(2007年)1頁、7頁。また、この点を「どこまで外国裁判所の判断を信頼するかという政策判断の問題である」としつつ、「例えばノウハウ侵害事例において、侵害行為とされる経営方針決定会議のうち、実質的な決定会議は判決国以外で開催されていたことが後になって判明したような場合には、新事実の提出を認めて間接管轄を争う可能性を被告に認める」べきだとするのは、河野俊行「間接管轄」高桑昭=道垣内正人編『新・裁判実務体系3 国際民事訴訟法(財産法関係)』(青林書院・2002年)326頁、340頁以下)。

このような状況の下で下されたのが本判決である。

(4) 本判決は、直接管轄において客観的事実説が採用されていることを前提に、判決国の間接管轄を肯定するためであっても、基本的に民訴法3条の3第8号の規定に準拠する以上は、証明すべき事項につきこれと別異に解するのは相当でない、として、間接管轄の局面でも客観的事実説を採用することを明らかにした。直接管轄と間接管轄が表裏の関係にあるという本件二審判決の判断(民集68巻4号373頁)を基本的に踏襲したものと位置付けられる。

だが、本案審理に入る前の段階での判断である直接管轄の局面と異なり、間接管轄の局面においては、既に本案審理が終わっていることから、寧ろ、間接管轄を判断する際外国裁判所による管轄及び本案に関する判断に何処まで拘束されるのが問題となる(拙稿・前掲リマークス140頁、中西康「外国判決の承認執行における *révision au fond* の禁止について(4・完)」法学論叢136巻1号(1994年)9頁以下)。このような両者の問題状況の違いを考えれば、外国裁判所が本案審理を終えている段階で、それでも猶客観的事実関係の証明を原告に課すかどうかは決して自明ではない(渡辺・前掲JCAジャーナル17頁参照)。そこで、この点につき本判決の挙げる上述の根拠は必ずしも十分でないように思われる。

また、本判決は、差止請求に関する訴えの場合に証明されるべき点として、被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行う惧れがあるか、

原告の権利利益が判決国内で侵害される恐れがあることを挙げている。この点は、国際裁判管轄における不法行為地には加害行為地も結果発生地も含まれるとする従来の通説的見解（佐藤＝小林・前掲69頁参照）に副ったものと言える。だが、具体的に立証すべき事項として、当該外国における加害行為乃至結果の発生という場所的な点のみを証明すればいいのか、それとも原告の法益の存在や被告の行為と損害との因果関係までの証明が必要なのかが、本判決の文言からは必ずしも明らかではない。

さらに、本判決は、本件規定や本件米国判決に言及するが、証明においてこれらの規定や判決が持つ意味を必ずしも明らかにしていない。すなわち、原告は客観的事実の証明において、①米国判決において適用された本件規定に副って証明すべきなのか、それとも本案で適用される準拠法に関係なく我が国抵触法（国際民事手続法）上独自の証明が求められているのか（この問題については、道垣内正人〔判批〕*Law & Technology*, No 50 (2011年) 80頁、87頁以下の議論が示唆に富む）、②本件米国判決が本件規定に基づき差止めを命じていることは、原告の法益が侵害される恐れがあることを米国裁判所が認めたことを意味するが（上告受理申立書・民集68巻4号337頁）、当該判決だけでは証拠として不十分なのか否か、換言すれば、間接管轄における判断においてそのような恐れがないと我が国の裁判所が判断することが、実質再審査禁止の原則との関係で許されるのか否か（中西・前掲10頁、渡辺・前掲JCAジャーナル17頁参照）、という点について、本判決の態度は明確ではないのである。

確かに、我が国の観点から判決国の国際裁判管轄の有無を判断する際に、外国判決において判断されなかった点や、概念の内容や解釈基準が異なる点について、判決国裁判所の判断に拘束される必要はないだろう。だが、外国裁判所が本案で差止命令を下した場合に、原告の法益侵害の恐れが我が国の観点からは発生していないと認定することについてはどうだろうか。原告の法益侵害の恐れに関する法的判断は、一定の実体規範を前提にせねば出来ないが、外国判決承認執行制度が、準拠法選択規則が各国で異なることを前提に、我が国が法廷地となった場合に選択された筈の準拠法とは異なる準拠法に従って下された外国裁判所の判断をも我が国で受け容れる制度である以上、間接管轄の判断において、日本の実質法（不正競争防止法）や日本の準拠法選択規則に基づいて指定される準拠法によりこ

の点を判断することは正当化出来ないのではないだろうか(仮に、我が国で適用されるべき準拠法により法益侵害の惧れの有無を判断するとすれば、外国が我が国と同様の準拠法を適用せねば〔間接管轄判断を通じてではあるが〕承認しないという意味で、嘗ての準拠法要件説と同じことになってしまう)。すなわち、原告の法益侵害という点は、間接管轄の局面では、本来当該外国裁判所において選択された準拠法を前提として判断されるべき問題であり、そして、この点については既に外国裁判所で判断が下されているのであるから、原告の法益侵害の惧れが発生していないといったこれと異なる判断をすることは、実質再審査禁止の原則からして許されないと考える(承認要件審査との関係で別異に判断する限り、同原則に反しないという見解もあるが〔本件一審判決・民集68巻4号351頁参照〕、従来も実質再審査禁止の原則は要件審査において問題とされて来たのであって、説得的とは言えない。例えば、東京地判平成3年2月18日判時1376号79頁に対する石黒一憲『国際民事紛争処理の深層』(日本評論社・1992年)168頁以下の批判参照)。このように考えれば、「不法行為に関する訴え」に含まれる請求につき外国裁判所が本案において判断を下している場合には、執行判決請求訴訟において我が国が間接管轄の判断の際原告に新たに証明を求め得るのは、実際上不法行為地が何処かといった場所的要素に限定されるのではないだろうか(拙稿・前掲リマークス141頁)。本件について言えば、Xは、本件米国判決がYらの行為によりXの法益侵害の惧れが発生していると判断したことに依拠しつつ、そのような惧れが米国内で生じていることを、本件米国判決が米国内でのYらの行為の差止めをも命じていること等から立証して行けば十分なのではないだろうか(被告等関係当事者に対する手続的保障の確保という間接管轄要件の趣旨からすれば、このような点の証明を問題とするよりも、寧ろ被告の応訴負担が過大であったか否かという点を、民訴法3条の9にいう特別の事情の中で判断の方が建設的だと思われる)。

このように、間接管轄においても客観的事実説を採用した本判決の下でも、証明すべき事項の範囲や方法については猶不明確な点が残されるように思われる。

本件評釈として、本文中に挙げたものの他、高田寛・NBL1037号(2014年) 88頁がある。

また、本件に関連する紛争として、大阪地判平成21年4月14日(平18(ワ)7097号)他、大阪高判平成22年2月24日(平21(ネ)1456号)に関する判例評釈として、平澤卓人〔判批〕知的財産法政策学研究31号(2010年) 219頁がある。

【付記】本稿は、2014年11月28日に北海道大学知的財産法研究会・民事法研究会で筆者が行った報告を基としている。ご議論ご教示頂いた諸先生方、とりわけ田村善之教授に御礼申し上げます。尚、本稿は、科学研究費基盤研究(A)(平成24-27年度)「知的財産法と競争法分野における国際的な統合と分散化を調整するフレームワークの構築」(研究代表者鈴木將文)の成果の一部である。

(2014年12月14日脱稿)